

議案第4号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年8月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）により公職選挙法が一部改正されたことに伴い、不在者投票所の外部立会人に係る報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1期日前投票所の投票立会人の項の次に次のように加える。

不在者投票所の外部立会人	日額	10,700 (ただし、立会時間数が7時間以内の場合は、10,700円に当該立会時間数（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数）を8.5で除して得た数を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)
--------------	----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。